

元気な幕張新都心をつくる縣市連絡会議規約

(目的)

第1条 幕張新都心の更なる活性化に向け、千葉市が主体的に取り組む幕張新都心のまちづくりを円滑に推進するため、千葉県と千葉市との間で、まちづくりのビジョンや課題など幅広い情報を共有し、総合的な協議を行う場として、元気な幕張新都心をつくる縣市連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 前条の目的を達成するため、連絡会議は次の事項を所掌する。

- (1) 幕張新都心への企業立地の促進等、経済活性化に向けた取組
- (2) 幕張新都心における公的施設等の有効活用やにぎわいづくり
- (3) その他幕張新都心に関して、県の調整・連携が必要な事項

(構成)

第3条 連絡会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成し、千葉県、千葉市それぞれに県市内部のとりまとめを行うための総括を置く。

- 2 連絡会議は座長が招集し、進行役を務める。
- 3 座長は、千葉県及び千葉市の総括が協議して定める。
- 4 座長は、その事案の内容により、構成員の全部の出席を求める必要がないと認めるときは、その一部の出席を求めて会議を開催することができる。

(幹事会)

第4条 連絡会議の所掌事項に必要な検討・調整を行うため、連絡会議に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、千葉県、千葉市それぞれに県市内部のとりまとめを行うための幹事長を置く。
- 3 幹事会は、議長が招集し、進行役を務める。
- 4 議長は、千葉県及び千葉市の幹事長が協議して定める。
- 5 議長は、その事案の内容により、幹事の全部の出席を求める必要がないと認めるときは、その一部の出席を求めて会議を開催することができる。

(その他)

第5条 座長又は議長は、連絡会議又は幹事会に、必要に応じて構成員又は幹事以外の者の出席を求めることができる。

- 2 幹事会における検討・調整を円滑に進めるため、必要に応じて、各幹事の指名する者で構成するワーキングチームを設置することができる。
- 3 連絡会議での検討結果等について、座長が必要と認めるときは、「千葉県と千葉市の新しい関係づくり連絡会議」に付議又は報告を行う。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、千葉県総合企画部地域づくり課及び千葉市総合政策局未来都市戦略部幕張新都心課に置く。

附 則

この規約は、平成25年1月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年12月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

千葉県	千葉市
総合企画部総合企画部長 【総括】	総合政策局長 【総括】
総合企画部次長（地域づくり）	市民局長
商工労働部長	経済農政局長
県土整備部長	都市局長
県土整備部都市整備局長	建設局長
企業局土地管理部長	

別表2

千葉県	千葉市
総合企画部地域づくり課長【幹事長】	総合政策局未来都市戦略部幕張新都心課長 【幹事長】
総合企画部交通計画課長	総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課長
商工労働部経済政策課長	総合政策局未来都市戦略部マリンスタジアム再整備推進課長
商工労働部企業立地課長	市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課長
商工労働部観光政策課長	経済農政局経済部経済企画課長

県土整備部港湾課長	経済農政局経済部企業立地課長
県土整備部都市整備局公園緑地課長	経済農政局経済部観光M I C E企画課長
企業局土地管理部土地事業調整課長	都市局都市政策課長
(オブザーバー)	都市局都市部都市計画課長
総務部市町村課長	都市局都市部交通政策課長
	都市局公園緑地部緑政課長
	建設局土木部土木管理課長
	(オブザーバー)
	総合政策局総合政策部政策調整課長